

# 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する 条例・規則・ガイドライン改正のポイント

## 改正の内容

- ・国家戦略特別区域法の改正により、認定事業者に対する立入検査等の規定が整備されたことに伴い、規定を整理した
- ・近隣住民への事業計画説明の根拠・方法を明確化するため、規定を整理した

## 概要

### 1. 立入検査規定の整理(条例・規則)

国家戦略特別区域法第13条第9項に立入検査規定が追加されたため、条例・規則の規定を削除。

### 2. 近隣住民への事業計画説明の根拠・方法の明確化(条例・規則・ガイドライン)

国家戦略特別区域法施行令(政令)において、申請前の近隣住民への「説明」の規定があるが、条例においては「周知」の規定があったため、政令に沿って「説明」を実施するよう規定を整理した。  
また、説明方法についてガイドラインにおいて具体的に記載。

《政令・条例・規則・ガイドラインの新旧比較表》

新/旧	政令	条例	規則	ガイドライン
旧	説明規定	周知規定	周知方法の規定(周知範囲、書面による周知の実施、書面の記載事項)	周知に対する指導指針(周知期間、周知書面の事前確認等)
新	説明規定 (改正なし)	(規定削除)	説明方法の規定(説明範囲、書面による説明の実施、書面の掲示、書面の記載事項)	説明に対する指導指針(説明期間、説明書面の事前確認、対面による説明、書面の掲示等)

### 3. 条例施行日

令和2年9月30日